

高度救命処置用資機材 仕様書

かほく市

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、令和7年度にかほく市が購入する高規格救急自動車（以下「救急車」という）に積載する高度救命処置用資機材（以下「資機材」という）について必要な事項を定める。

2 概要

- (1) 納入する資機材は本仕様書のとおりとし、かつ、総務省消防庁が定める救急業務実施基準及びその他の関係法規に適合し、かほく市消防本部（以下「消防本部」）の承認が得られるものであること。
- (2) 納入する資機材は、受注者の責任において救急車に積載及び取付けをすること。
- (3) 救急医療機器の積載位置について特に指示がない場合は、救急車受注者の標準艙装位置とする。
- (4) 納入する資機材は、納入後の点検・整備及び修理等に支障のないよう取付けること。
- (5) 納入する資機材の積載及び取付けに要する費用は、全て受注者側の負担とする。
- (6) 納入する資機材は、救急車受注者と十分連絡を取合い必要に応じて資機材を艙装場所に送るなどして、取付けにあたり不備が生じないように配慮すること。
- (7) 納入する資機材を積載、取付けする際は、別に定める救急車仕様書のAVM無線機等の取り付けに支障が生じないよう十分配慮し、受注者同士連絡を密に取ること。
- (8) 納入する資機材について、令和7年度最新式で、同等品以上の性能を有するものを取付けするものとする。
- (9) 納入する資機材で消防本部が指定するものにはネーム入れをすること。

3 仕様書の変更、疑義

- (1) 納入する資機材に変更・疑義の必要を認めたときは、消防本部に連絡し、指示を受け、承認を得ること。
- (2) 本仕様書に記載されている事項において、同等品として認められる性能を有する資機材を納入しようとする場合は、予め消防本部に申し出てその性能、構造、操作方法について説明し、消防本部が同等品またはそれ以上と判断したもののみ納入を許可する。

4 提出書類

- (1) 資機材を積載する前には、仕様内容について消防本部と打合せを行い、次の

書類を提出し、事前に消防本部の承認を受けること。

- ① 車両の資機材積載配置図 2部
- ② 資機材明細一覧表（メーカー及び型式） 2部
- ③ その他消防本部が必要と認めたもの

(2) 受注者は、納入時に次の書類を作成し、A4版ファイル製本又は電子図書で提出するものとする。

- ① 取扱説明書 1部
- ② 保証書 1部
- ③ 写真（カラーL版 アルバム綴）
 - ア 資機材、付属品 1部
 - イ 取付状況 1部
- ④ その他消防本部が指示するもの

5 資機材

- (1) 購入する資機材は別表1のとおりとする。
- (2) 資機材は、別に指定する高規格救急自動車に積載又は取付けること。

6 検査

この仕様書及び受注者提出の取扱説明書等に基づき次のとおり行う。

- (1) 外観及び付属品検査
- (2) その他の必要な受入検査

7 取扱説明

- (1) 消防本部が指示する日に、資機材の取扱いについて救急隊員に講習を行うものとする。
- (2) 納入する資機材については必要な資料等を用意し、取扱説明を行うこと。また、説明は専門の知識を有する者が行うこと。
- (3) 取扱説明に要する費用の全ては、受注者側の負担とする。

8 保証

- (1) 納入後、材質の不良及び不備により生じた故障・破損等については、納入の日から1年間受注者側が無償で修理等するものとする。
- (2) 上記(1)に関わらず、品質の不良に起因するものについては、無償で取替又は修理を行うこと。

9 その他

- (1) 資機材の納期は、令和8年3月6日とし、納入場所は消防本部とする。
(救急車の進行状況により、納入日の変更有り。救急車受注者と十分連絡を取合うこと。)